平成２８年第５回南関町議会臨時会

平成２８年６月２９日
午前１０時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第１　会議録署名議員の指名について

７番　鶴　地　　仁　　君

10番　本　田　眞　二　君

日程第２　会期決定について

日程第３　議案第６１号　業務委託変更契約の締結について

２．出席議員は次のとおりである。(12名)

１番　立　山　比呂志　君	２番　杉　村　博　明　君
３番　井　下　忠　俊　君	４番　立　山　秀　喜　君
５番　境　田　敏　高　君	６番　打　越　潤　一　君
７番　鶴　地　　仁　　君	８番　田　口　　浩　　君
９番　山　口　純　子　君	10番　本　田　眞　二　君
11番　橋　永　芳　政　君	12番　酒　見　　喬　　君

３．欠席議員なし

４．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（６名）

町　　長	佐　藤　安　彦　君	税務住民課長	菅　原　　力　　君
副　町　長	雪　野　栄　二　君	教　育　長	大　里　耕　守　君
総　務　課　長	大　木　義　隆　君	建　設　課　長	古　澤　　平　　君

５．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（２名）

議会事務局長　深　浦　正　勝　君　　書　　記　坂　口　智　美　君

開会　午前１０時００分

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（酒見　喬君）　起立、礼、おはようございます。お疲れ様です。お座りください。

ただいまから平成２８年第５回南関町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（酒見　喬君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、７番議員、１０番議員を指名します。

－－－－－－－○－－－－－－－

日程第２　会期決定について

○議長（酒見　喬君）　日程第２、会期決定についてを議題にします。

本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（酒見　喬君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間に決定しました。

ここで、町長からあいさつの申し出があっていますので、これを許します。

○町長（佐藤安彦君）　皆さま、改めまして、おはようございます。

平成２８年第５回南関町議会臨時会の開会において、業務委託変更契約の締結についての御審議をお願いするに当たり、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

さて、平成２８年４月に熊本地方で発生した震度７を２回も記録した地震により、信じがたいほどの被害が発生しております。現在においてもいまだに余震が続いており、今回の集中豪雨と併せ、各市町村での被害が拡大しているものと考えられます。まずは、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、１日も早い地震の終息と被災地の復旧・復興を願うものでございます。

また、南関町においては、６月２０日から降り始めた大雨により、２２日には、短時間内に時間雨量６０ミリを超える降水量を３度も記録しており、各地域で、河川の氾濫、土砂災害の発生などにより、主要道路の通行止めや、床上・床下浸水、道路や河川の崩壊など、平成２年以来の大災害となっております。

詳細については現在調査中ですが、各区長さんに提出をお願いしている被害報告は、公共災・農災・その他で約６００件の届出があっており、数億円規模の被害と

なるのではないかと考えております。

なお、今回の大雨では、土砂災害警戒情報と大雨警報が継続して出されたため、近年では発令したことがない避難勧告を町内全域に発令し、自主避難所を開設したところであります。

また、集中豪雨発生時には、各地域の自主防災組織はもとより、町消防団の昼夜を問わぬ防災活動や警戒活動により、被害を最小限に食い止めることができたこと、町建設業協会との災害応援協定による２日間にわたる早急な復旧作業により、主要道路や生活道路の通行止め等が解消できたことに対し、この場をお借りして衷心よりお礼と感謝を申し上げさせていただきます。

このように多くの皆様方の御支援と御協力により、幸いなことに、町民の皆様からのけが等の報告は出ておりませんが、今後も続くことが予想される大雨に引き続き注意をしていただくとともに、町としても厳重な警戒体制と災害対策を図っていきたいと考えておりますので、議員の皆様にも御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、議案として、町道米田・鬼王線の道路改良事業に関係する業務委託変更契約の締結について提案いたしますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、臨時会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

―――――――○―――――――

日程第３　議案第６１号　業務委託変更契約の締結について

○議長（酒見　喬君）　日程第３、議案第６１号、業務委託変更契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（大木義隆君）　おはようございます。

第６１号議案、業務委託変更契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。

熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場に係る環境保全協定に規定します地域振興策のうち、平成２８年度実施協定に係る町道米田鬼王線の道路整備事業について業務委託変更契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

町道米田鬼王線の道路整備事業につきましては、公益財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と南関町の三者で、平成２５年３月２９日に締結しました南関町町道米田鬼王線の道路整備事業に関する基本協定に基づき、平成２８年４月１日に平成２８年度実施協定を締結し、町道米田鬼王線の米田校区の道路改良工事、橋梁工事

及びこれら工事に付帯する工事並びに測量・調査及び設計に係る業務を委託しておりましたが、社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、６月定例会におきまして予算の追加について御承認を頂いたところでございます。６月１７日には、町道米田鬼王線の道路整備事業に関する平成２８年度実施協定に係る業務委託契約の一部変更仮契約を締結したところでございます。

変更の内容としましては、当初の委託内容に舗装工事、交通安全施設工事を追加し、委託費を当初の８，６９２万円に２億２，３０８万円を追加して、３億１，０００万円といたしております。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条では、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格５，０００万円以上の工事又は製造の請負となっております。委託契約ではございますが、工事完了後は町が引き受けるものであり、議決すべき契約でありますので今回御提案をいたします。

以上で業務委託変更契約の締結についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見　喬君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「ありません」と呼ぶ者あり］

○議長（酒見　喬君）　質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（酒見　喬君）　討論なしと認めます。

これから議案第６１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（酒見　喬君）　異議なしと認めます。したがって、議案第６１号、業務委託変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－○－－－－－－－

○議長（酒見　喬君）　以上で本会議に付議されました案件はすべて終了しました。

お諮りします。会議規則第４５条の規定によって、議決事件の字句の整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（酒見　喬君）　異議なしと認めます。したがって、会議規則第４５条の規定によって処理することにします。

これをもちまして、平成２８年第５回南関町議会臨時会を閉会します。

起立、礼、お疲れさまでした。

－－－－－－－○－－－－－－－

閉会　午前１０時１０分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

満見 會

南関町議会議員

髙地 仁

南関町議会議員

本田 眞二